|  |
| --- |
| **京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金** |

　介護・障害福祉サービス分野への就労・定着を促進し、介護職員の確保及び資質の向上を図るため、介護職未経験、又は現在介護の仕事に従事していない無資格の個人が費用負担した介護資格の取得に必要な研修受講料等について、補助金を交付します。

## **【補助対象の研修】**

令和4年4月1日から令和９年３月31日までに開催される以下の研修

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 介護職員初任者研修 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程 |
| 2 | 介護職員実務者研修 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第５号に規定する学校又は養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための実務者研修 |

## **【補助対象者】**

　対象経費を負担した下記要件のいずれにも該当する個人

　①補助対象の研修の修了後、おおむね6か月以内に市内の介護事業所等に就職すること

　②市内の同一の介護事業所等に介護職員として3か月以上勤務すること

　③市税等の滞納がないこと

　　※研修受講前に、介護事業所等で介護職員として働いている方は対象となりません。

## **【補助対象経費】**

研修の受講料、手数料、研修において使用される教材費など（国、府等の補助金又は貸付を受けている場合は、その分を差し引いた金額とする）

## **【補助金額（上限額）】**

各研修につき、次のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 介護職員初任者研修 | 補助対象経費の3分の2（上限6万円） |
| 2 | 介護職員実務者研修 | 補助対象経費の3分の2（上限8万円） |

（※各研修1人につき、1回限り。千円未満切り捨て）

（裏面あり）

## **【補助対象期間】**

対象期間：令和４年４月1日 から 令和９年3月３1日 まで

※上記の期間内に対象の研修を修了している必要があります。

※最終年度（令和８年度）については、令和９年3月31日までに研修を修了し、令和９年4月以降に3か月以上勤務してからの申請となります。この場合申請書類の提出締切は**令和10年３月３１日**です。

## **【申請までの流れ】**

**①研修を受講**

**研修受講者（個人）**

**研修主催者**

**京丹後市**

⑤補助金支払い

⓶研修費用請求

**④申請**

**（3か月勤務後）**

**⓷研修費用支払い**

## **【申請方法】**

研修修了後、市内の介護事業所等に３か月以上勤務したのち、申請書に添付書類を添えて申請してください。

　なお、申請は研修を修了した日の属する年度の末日までに行う必要がありますが、研修の修了の日以後、同一の介護事業所等において就労した期間が、当該年度の末日において３か月未満である場合に限り、翌年度に補助金交付申請をすることができます。

## **【申請に必要なもの】**

　申請時に以下の書類を提出してください。

□ （様式第１号）京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書兼請求書

□ 研修を修了したことを証する書類の写し

□ 補助対象経費の支払を証する書類（領収書の写し等）

□ （別紙）就労証明書

## **【その他留意事項】**

補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を5年間保存するようにしてください。

## **【問合わせ・提出先】**

京丹後市役所　健康長寿福祉部　長寿福祉課

（TEL 0772-69-0330 ／ 京丹後市峰山町杉谷691番地）